

ともいき通信

Vol.21

■発行元
認定 NPO 法人
人と動物の共生センター
2023.12月発行

『ともいき通信』は、人と動物の共生センターに協力してくださっている方とセンターを繋ぐニュースレターです。人と動物の共生センターの活動の様子を、会員や配布先の皆様にお知らせしております。

人と動物の共生サミット 2023

犬と人の行動と学習の
最前線に迫る



特集

動物福祉と安楽殺

動物の生に責任を果たすために

- それぞれの思い
- ご支援くださった皆様
- 参加・ご支援・ご活用
の案内



人と動物の共生センター



動物福祉と安楽殺

動物の生に責任を果たすために

殺処分ゼロの呪縛

全国的に犬猫の殺処分ゼロが進む中、殺処分ゼロの呪縛により犬猫の福祉が侵害される事例が少なからず報告されている。SNSでは、保護団体崩壊に関する投稿が多数シェアされ、行政施設における犬同士の咬傷による死亡事故も発生している。

殺処分ゼロ、処分をさせないことは、もちろん大切なことではある。しかし、殺処分ゼロは結果であって、目的ではない。苦しむ犬猫を減らし、動物福祉が確保された状態を目指した結果、殺処分ゼロの状態になるのなら良いが、殺処分ゼロを達成するために、収容定員以上の犬猫を所狭しと収容し、その結果、十分な世話ができず、安心できる空間も寝床もなく、適切な医療を受けさせることができないのであれば、殺処分ゼロが犬猫を苦しめる結果にもなりえる。

ある行政機関の職員から相談が寄せられた。曰く「全体的に殺処分ゼロを目指す流れとなった。これからは強度の攻撃行動など譲渡が難しく危険を伴う犬についても殺処分するのではなく、治療し譲渡することを目指す事となる。収容数自体は減っており、新設の施設もあるため、すぐに収容限界を迎えるわけではないが、危険な犬を治療するノウハウは当県の職員にはない。果たして現実的に実施できるのか不安である。」と。

殺処分ゼロというパワーワードは社会を変えたと言っているだろう。多くの人が賞賛し、時に熱狂し、信奉する「殺処分ゼロ」だからこそ、それに異を唱えることは、多くの非難を集めることになりかねない。そうした社会情勢は、「時には殺処分が必要な場面がある」「安楽殺が必要である」という言説を封じる圧力となっている。その圧力は「殺処分ゼロの呪縛」とさえ言えるのではないだろうか。否、無批判な賞賛はもはや悪である。我々のような団体や専門家こそが、殺処分ゼロを批判的に捉え、動物福祉の観点から、責任ある殺処分、責任ある安楽殺とは何かを発信し、社会的な議論を深める役割を担わなければならないだろう。

本稿では、動物福祉の観点から「殺処分ゼロ」を批判的に捉え、「責任ある殺処分とは何か」「責任ある安楽殺とは何か」について論じたい。

動物福祉と動物愛護

殺処分、安楽殺を考える上では、動物福祉と動物愛護について理解をしておかなければならないだろう。それぞれの言葉の定義は、おおよそ以下のようなものである。

【動物福祉】

動物福祉とは、動物の実際の状態、個々の動物が経験する生活の質について表す用語である。良い動物福祉とは、その動物自身が、良い生活の質を得ており、身体的・精神的に健全な状態にあることを指し、悪い動物福祉とは、その動物が劣悪な環境に置かれ、身体的・精神的に不健全な状態にあることを指す。

動物福祉の評価は、「かわいそう」や「幸せそう」といった主観的な判断によるのではなく、動物の心身の状態を総合的且つ客観的（科学的）に把握し判断される。

動物福祉は、科学的な手法に立脚した上で、飼育されている動物の生きている過程に対してできるだけ良い福祉を提供しようとする、倫理的な意図を含む言葉である。一方で、動物の利用を否定するものではなく、むしろ動物の利用を前提としており、と殺や安楽殺そのものを問題視することはない。と殺や安楽殺については、死に至る過程で動物が経験する苦痛について注目しており、可能な限り苦痛が少ないと殺法、安楽殺法を用いるべきであるという意図を持っている。死に至る過程に注目するとは、「動物が生きている状態での苦痛や経験」について注目しているのであり、「死」そのものを忌避することはない。

【動物愛護】

動物愛護とは、人が動物を大切にしたいという気持ちを指す言葉である。可愛がりたい、あるいは、可愛そうといった感情は、動物愛護の精神にあたる。動物自身が経験している状態について表す言葉ではなく、あくまでも、人間の主観的な気持ちを表す言葉である。

動物愛護は、客観的な評価とは対照的であり、その人自身が可愛がっていると思えば動物愛護である。例えば、飼い主が動物に服を着せて可愛くすることは、動物自身は望んでい

ないことであっても、飼い主にとっては可愛がっている行動であり、動物愛護的な行動と言える。外にいる野良猫が可愛そうという気持ちからエサを与える行為は、動物愛護的であるが、結果として増やしてしまうこともある。その場合、動物愛護の気持ちが、動物福祉を低下させることになる。

動物愛護の姿勢は、動物が死を迎えることを避けたい、避けようという意図が強く含まれる。動物愛護の気持ちは、可愛い、可愛そう、という感情をもとに生じていることが多く、動物愛護の気持ちが強い人は、弱った動物が死を迎えること、あるいは、飼育放棄を受けた動物が殺処分されるという現象に対して、可愛そうという感情を抱くことが多く、動物愛護の姿勢＝「なるべく死を避けたい」という気持ちを含む場合が大多数を占めるだろう。

死を避けることが正義なのか？

動物愛護の気持ちと、動物福祉の姿勢は、相反するものではなく、共存できる考え方である。動物福祉を学ぶ多くの方は、もともと、動物を大切にしたいという動物愛護の気持ちを持っているだろう。

しかし、動物愛護の気持ちだけを抱いており、動物福祉の知識に触れることがないと、動物の苦しみや状態に関係なく、「死を避けたい」、「殺処分を避けたい」という気持ちが強くなり、「死なないこと」に価値を見出すようになってしまうことがある。

私のもとに寄せられた相談では、ある保護団体では、「老犬が保健所で殺処分されるのは可愛そう」という理由から、「医療は提供できず、散歩にもいけないが、団体関係者が持っている土地に移動させ、屋外で係留して飼育し、数週間から数か月で自然死を迎える」という行為が常態的に行われているとのことであった。

おそらく、この保護団体では、人の手で殺処分することは可愛そうな悪い死に方で、屋外係留で放置して自然死を迎えることは天寿を全うした良い死に方である、と考えていると思われる。一方、動物福祉の観点からすれば、適切な管理ができず、医療も提供できず、適切な活動も提供できないのであれば、安楽殺した方が苦痛が少ないと考える。

動物福祉の6つの自由

動物福祉の5つの自由については聞いたことがある人も多いだろう。動物福祉の5つの自由とは、①飢えと渇きからの自由、②痛みと疾病からの自由、③不快な環境からの自由、

④恐れと抑圧からの自由、⑤生得的な行動を表現する自由の5項目を指す。

近年では、この5つの自由に「⑥安楽死（安楽殺）の自由」を加えた6項目を動物福祉の確保するうえで必要な項目であると言及されることが増えてきている。安楽死の自由とは、動物が苦痛から逃れられない状況にいる場合、予後不良／治療困難な疾病に罹患している場合、公衆衛生上の問題になっている場合、攻撃行動など人に危険が及ぶ場合等、その動物を継続的に管理していく上で最低限の動物福祉を確保できない時に、最終手段として安楽殺を選択できるようにすることを指す。生かすことにより、苦痛の中ただ生きているのであれば、動物福祉の観点からみれば、それは継続的に虐待している状態と言える。そのような不適切な動物福祉の状態を長引かせるのではなく、責任を持って安楽殺することにより、その動物の動物福祉の低下を防ぐという意味がある。

延命治療はどこまで行うべきか

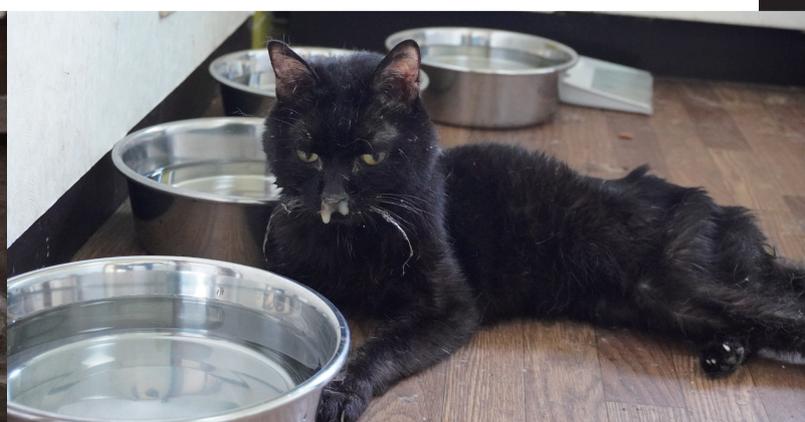
動物病院の一般臨床の現場では、日々、様々な疾患の治療が行われている。終末期を迎える動物も少なくないわけだが、獣医師は基本的には、命を救うための治療を行うことが多い。その中には、改善の見込みのない動物の延命治療も少なくない。

例えば、慢性腎臓病の末期には、腎臓の濾過機能が低下し、体内の毒素が排泄できない状態（尿毒症）となるため、食欲低下、体重減少、嘔吐、下痢、意識障害等の症状が起こる。この時、点滴を行うことで、毒素の排泄や体液の状態を整えることを助け、症状を緩和することができる。

しかし、この治療はあくまでも対症療法であり、一度失われた腎臓の機能を回復させる治療ではない。それどころか、腎臓の機能は、日を追うごとに悪化していく傾向にある。そのため、はじめは1週間おきだった点滴が、週に2回になり、2日おきになり、やがて、毎日点滴が必要になっていく。1週間おきに点滴をしていた頃は、点滴をすると元気になり、治療効果が出ていたものが、毎日点滴が必要な段階になると、点滴をしてもあまり回復せず、元気がない状態が続き、ただ生かすためだけに点滴をしているような状態になってしまう。

毎日点滴が必要な状態ということは、毒素の排泄が十分にできず、身体にとどまっている状態ということである。身体の中に毒素を抱え込んだ動物の生活の質は、明らかに低くなり、「一日でも長く生きてほしい」という人の願いのためだけにそこに生きている状態となる。

「一日でも長く生きてほしい」と願うことは美しいことのよ





うに見えるかもしれない。しかし、苦痛を経験し続ける動物から見れば、それは残酷なことなのかもしれない。

SOL と QOL

「SOL」とは、「生命の神聖さ（尊厳）」を意味する、Sancity Of Life の頭文字を取った略称である。SOL では、生命が生きることそのものに価値をおく。医療や獣医療においても、基本的には生きている状態を維持することを目標に治療が実施されており、医療行為の前提とも言える。

一方の「QOL」とは、「生活の質」を意味する、Quality Of Life の頭文字を取った略語である。人も動物も、ただ心臓が動いている、生命活動が維持されているだけではなく、その人・その動物自身にとって良い生活を送れていなければ、生きる喜びを感じることはできないだろう。

動物福祉においては、SOL ではなく、QOL を中心として注目するという特徴がある。動物福祉は、動物が生きている間の QOL を向上させようという意図を持っており、殺して利用することを否定するものではない。ただし、利用する動物の数を減らすことができるのであれば、できる限り数を減らすという意図も含まれており、むやみに利用することを肯定するものではない。

動物の治療においては、SOL を前提とした治療が、QOL の低下を招くことは少なからず起こるわけだが、このバランスをとりながら治療を行っていくという意図をしっかりと持てることが、獣医療関係者にも飼い主にも求められるだろう。動物福祉の観点から、動物自身の目線、動物が経験している生活の状態に立脚し、終末期医療を考えるのであれば、終末期においては、SOL よりも QOL を優先し、苦痛の少ない最期を迎えさせてあげるように配慮すべきだろう。

多頭飼育崩壊への介入、何が正解なのか…

当団体では、社会福祉関係機関と連携した生活困窮者のペット飼育問題に取り組んでいる。相談事例の中でも、中でも多頭飼育崩壊は悲惨な例が多い。そもそも多頭飼育崩壊に陥る家庭では、経済的困窮、孤独孤立、発達障害や精神疾患など、何らかの生きづらさを抱えており、余裕のある家庭ではない。当然、十分な医療をかけることはできない。その上、感染症が蔓延し、家庭内で繁殖することにより、近親交配が進み奇形が生じることもしばしばみられる。排泄場所や餌など、必要な資源が足り

ず、栄養面・衛生面で劣悪な環境下で過ごすことになる。飼い主が猫の繁殖を防ごうと、オスを小さな箱に閉じ込めるといった、行動の自由を奪われるケースもある。

当団体では、このような多頭飼育崩壊に介入しているわけだが、内容としては、飼い主への生活支援、飼育環境の改善、獣医療支援、フード支援等を実施している。猫の保護はなるべく実施せず、その家庭の中での飼育環境を整えながら、少しずつ数を減らすための譲渡を行っている。

獣医療支援については、助成金や寄付金を原資として、これ以上増えないようにするための避妊虚勢手術の実施を中心に支援を提供している。しかし、獣医療にかけられる予算は限りがある。繁殖抑制の他、公衆衛生上の観点からノミ駆除、譲渡に向けた各種検査は優先的に実施できても、それ以外の獣医療費をかけるだけの予算はない。それ故に、状態が悪いとわかっていても、命を助ける医療を提供できていない。初回訪問時にすでに状態の悪い猫がいた場合、次の訪問時に亡くなっているということもある。繰り返し訪問する中で、状態の悪い猫から順に亡くなっていくということもある。

多頭飼育崩壊からはすぐに猫を別の場所に移動させ、適切な福祉を提供すべきという意見もあるだろう。しかし、現実的に保護できる人も施設も限りがある。予算も限りがある。保護団体はどれも猫であふれ、多頭飼育だからと言って、すぐに引き出せる団体は一部の限られた団体だけである。そうした団体も当然定員はある。できることは限られている。

飼い主本人が適切な管理ができない、現場から引き出し保護する先もない、医療費も十分でない、そして、状態の悪い猫がそこにいる。この状況において、猫の生活の質は非常に低い状態にあり、その上、短期間に猫の状態を回復させる手立ても、譲渡することもできないのである。果たして、このような八方ふさがりの状態で、我々はどう立ち回るのが正解なのだろうか…。生かし続けるだけの支援は、猫を救うことにつながっているのだろうか…。多頭飼育崩壊の支援において、安楽殺は必要ないのだろうか…。いくつもの葛藤の中で活動する当団体の中で、未だその答えを出すことはできていない。

行動治療と安楽殺

当団体は、ぎふ動物行動クリニックを運営しており、数多くの犬猫の問題行動の相談が寄せられている。中でも深刻な相談に犬の攻撃行動がある。何回も繰り返し咬まれており、縫うほどの傷を負い、複数回救急にかかったことのある人も少なくない。家族の中で特定の人しか世話をする



ことができず、その人が疲弊し、精神的なストレスから、ノイローゼ症状を呈する場合もある。

このような相談に対し、当団体では、あらゆる相談を受け付け、往診や預かりも含めて、対応を行っている。ほとんどの症例では、生活環境の修正、生活習慣の改善、接し方の改善、薬物療法等を併用し、攻撃行動をコントロールできるようになっている。飼い主自身による対応が難しい場合には、3～5か月程度の長期預かりによる行動治療も実施している。一時的に預かることで、飼い主の心の重荷を降ろしてもらい、心を休ませてもらうという作用もある。

当団体ではこのような総合的な支援を行っているが、必ずしもそうした支援に辿り着けない飼い主もいる。クレートに入れることができず、移動させることが出来ないことで、周囲の支援者（トレーナー／獣医師等）に相談しても、「連れてきてもらわないと何ともできない」と断られているケースにはそれなりに遭遇する。攻撃を受けるだけでなく、誰も相談にのってくれない、支援をしてくれないという孤立は、飼い主の精神を蝕んでいく。

当団体が介入する頃には、飼い主が精神的に手遅れの状態になっていることもある。「もう飼えない」「これ以上一緒に暮らせない」と、犬との生活を諦め、手放すための方法を探しているのである。当然、もう一度がんばってみようと思いを固め、再び立ち上がるための心理的な支援も行うわけだが、攻撃的な犬への恐怖心が、飼い主の心を深くえぐっていることもある。長期預かりにより治療にはそれなりの費用がかかるわけで、経済的な問題も影響する。

当然、最後まで飼うことは美德であるし、飼育放棄をすることは非難を受けても仕方ないだろう。しかし、精神的・経済的に追い詰められた飼い主が、咬む犬を誰かに渡すという責任を放棄する行為を選択するのではなく、自分の手で、自分の目の前で、犬を安楽殺して責任を果たすという選択したときに、その選択を非難できるだろうか。

行動治療では、あらゆる可能性を考え、飼い主と動物が適切な関係を築き、共に一定のQOLの元で生活できるように支援を行う。しかし、すべての飼い主と動物がその結果を得ることができるわけではない。治療を行った上で、可能な限りの努力をした上で、それでも、様々な理由で一緒に生活することができないとき、安楽殺は、人の福祉と動物の福祉を守るための最後の砦になるのではないだろうか。安楽殺を通じて、飼い主の重荷を降ろすこと、動物のこれ以上の苦痛を取り除くことは、必要な事であると私は考えている。

攻撃行動のある犬の保護活動の困難さ

これまで、そうした飼い主の犬を、当団体が引き取ることもあったが、実際は攻撃行動の前歴がある犬を新しい飼い主に譲渡することは非常に困難であることを身に染みて実感している。「引き取ればいいじゃないか」という、簡単に片付けられる問題ではない。

保護犬を迎えようとする飼い主候補が、必ずしも犬の表情を読むことができ、警戒心を持って、攻撃行動を生じさせないように犬を扱ってもらえるわけではない。飼い主候補が現れ、数回の面談の後にトライアルが決まっても、トライアル中に攻撃行動を生じ、トライアルが中止になることもあった。そのような経緯を、次の譲渡希望者に隠すわけにはいかない。応募自体はしばしばあったとしても、経緯を話した上で、それでもトライアルをと言ってくれる方はなかなか現れない。とはいえ、経緯を隠して、無責任にトライアルを実施すれば、咬傷事故につながる恐れがある。当団体内でトレーナーや獣医師が安全に管理できていても、犬のプロではない飼い主候補に渡した時には、どうしても咬傷事故のリスクが付きまとう。このような経緯から、現在、当団体では、攻撃行動等の問題行動のある犬の引き取りは実施していない。

多くの自治体で、譲渡が難しいとされる犬は、攻撃行動などの問題行動の経歴を持つ、中型以上のサイズの犬である。なかなか譲渡先が決まらないことによって、収容スペースを圧迫する原因となっている。それらの犬を民間団体が引き出しているが、そこでも、新たな飼い主を見つけることは容易ではない。

各自治体が、殺処分ゼロを目指す中、このような攻撃行動のある犬は殺処分されなくなったわけだが、本当に一切の殺処分をしないことが正解なのだろうか。当団体が全国の動物愛護センター・保健所を対象に行った、各施設で収容中の犬の咬傷事故の発生状況についての調査では、過去3年間で、実に〇〇%の自治体で、職員やボランティアが咬傷を受けており、最も多い自治体では、1年間に〇〇件の咬傷事故が発生していた。

犬が咬むということは、人が傷つくという事だけでなく、犬自身も追い詰められ恐怖や不安を感じ、それらから逃れるために攻撃しているということを忘れてはならない。攻撃の度に、追い詰められるのは人だけでなく、犬も同じである。

攻撃行動にもレベルがある。攻撃行動が少しでもあれば殺処分・安楽殺すべきというのは極論である。適切な行動治療や行動終生を行えば、多くの犬が人と適切な距離感を持ち生活できるようになる。だが、適切な行動治療を行える獣医師の少なさ

も問題であり、地域によっては対応が難しいという問題もある。

様々な制約の中で、仮に専門的な教育を受けた人員がいない施設で（多くの行政施設や保護団体はこの状態にあるだろう）、近づきだけで攻撃してくるような、非常に難しい攻撃行動を示す中型以上の犬がいたときに、この犬を生かしていくことは、誰のためなのだろうか？その犬の世話をするときに、何人もが咬まれるとしたら、それは、世話をする人にとっても、犬にとっても、苦しい経験にしかなりえないのではないだろうか。

殺処分をすべて否定するのではなく、時に必要なものであると認め、社会の安全のため、犬の福祉のために、必要な時には責任を持って実施するということが、今の社会に必要なのではないかと私は考えている。

当団体が安楽殺を行った事例

当団体でも、安楽殺を行うことがある。これまで行った安楽殺は2件で、1件が認知症を発症した攻撃行動のある14歳の柴犬、もう1件が長期預かりを経て寝たきりとなった17歳の柴犬である。

管理することができないと判断しての安楽殺

前者の柴犬との出会いは12歳の頃。攻撃行動がひどく世話ができないということで往診し診察を行った。飼い主ご夫婦は高齢で、窓口は別居の娘さんが担ってくれた。娘さんのサポートもあり、生活環境の修正、生活習慣の改善、薬物療法の併用により、管理できる状態となり、安定した日々を過ごしていた。しかし14歳になった頃、急に様子が変わり、庭で特定の場所をぐるぐる回転して歩くようになってしまった。今までおやつで誘導できていたものが反応なくなり、夜間家の中に入れることができなくなった。また、近づいて手で誘導しようにも、近づいただけで牙を向く状態であった。高齢のご夫婦が管理するには非常に厳しい状況であった。

このまま庭に出して、ゴハンを与えていれば、しばらくは生きていくことができるだろうが、近年の夏の暑さの中、木陰も多くない庭で、ぐるぐる回り続けられれば、熱中症を起こすことは想像に難くない。すでに認知機能の低下もあり、犬らしい行動を取ることもできていない。且つ、飼い主は高齢夫婦である。良い動物福祉、良い生活の質を確保できる見込みはないと判断した。

苦痛からの解放としての安楽殺

後者の柴犬は当院で長期に預かりを行っていた犬である。

初診は14歳の頃、家族が何針も縫うような大けがをするような攻撃行動があり、一時預かりを行い行動治療を行った。そのころから認知機能の低下が見られ、攻撃行動悪化の要因になっていたと考えられる。身体的な問題は見られなかった。3か月ほどの預かりの後、飼い主にお返しし、以来、飼い主との関係も良好な状態で経過していた。しかし、16歳の頃に夜間の吠えが強くなり、飼い主は深夜も含め夜の間に複数回散歩に行かざるを得ない状況となった。飼い主宅の隣接する敷地で介護施設があること、飼い主自身が高齢で夜間の吠えへの対応で体調を崩されたことをきっかけとして当院での再度の預かりを行い、以降、安楽殺を行う17歳3か月まで当院で長期預かりを行った。

16歳の頃はまだ散歩にいけていたが、17歳を過ぎたころには立つこともまもらなくなっていた。認知機能も低下の一途をたどっており、飼い主が面談しても反応することはなくなっていた。食欲はあり、便の状態は良かったものの、歩けないため、下半身はやせ細り、寝返りが打てないため、褥瘡が繰り返してできる状態となっていた。17歳3か月で安定していた食欲も落ち始め、「このまま生かし続けることは、苦痛を長引かせる」と判断し、飼い主の自宅にて、見守られながら安楽殺を行った。

責任ある安楽殺

資源は有限である。資金も、人員も、設備も、有限な資源の中で、十分な動物福祉を保証した飼育を無限に行うことは出来ない。一頭の殺処分もせず、全ての保護動物に十分な動物福祉を提供することは、今の日本では不可能である。

殺処分ゼロは、関わるボランティアに過剰な負荷を負わせることに依存して成立していると言っても過言ではない。その上、結果として、劣悪な環境となっている団体も出始めている。

保健所や動物愛護センターまでもが、殺処分ゼロを掲げ、どんな条件であっても殺処分しないという姿勢も見え隠れする。殺処分なんて誰もやりたくない。だが、しかし、様々な条件の中で、動物それぞれの状態、つまり動物福祉を考慮せずに、殺処分をしないことに拘ることはもはや無責任とすら言える。

目の前の動物の状態を個別に判断し、必要であれば安楽殺するということをダブー視することなしに、人と動物に向き合うことが、責任ある態度になると私は考えている。



それぞれの想い

人と動物の共生センターには、たくさんの方が関わり、人と動物の良き共生を歩めるように活動しています。20回目となる今回は、獣医師 落合さんに活動に対する想いを教えて頂きました。

2023年4月から、当法人の運営する「ぎふ動物行動クリニック」にて、犬猫の問題行動を専門に診療する獣医師として勤務し始めました。

私は、動物病院での一般的な診療のほかに、保健所や動物愛護センターなど動物行政での勤務経験もあります。

収容された犬猫の問題行動に直面したり、「もう飼えない」「近所の犬の鳴き声がうるさい」「猫が糞尿をしていくので困っている」など動物について何らかの問題を抱えている方とお話する機会も多く、動物行動学や動物福祉に関する知識が幅広い領域で必要とされていることを実感したと同時に、自分の知識や経験が不十分であることを感じることも多々ありました。

また、犬猫の譲渡活動に携わるうちに、「動物と暮らす楽しさを多くの人に知って欲しい」「動物としあわせに暮らす人を増やしたい」という想い

が強くなりました。自分が知識や経験を積み、それを飼い主さんたちに伝えることができれば、それが叶う一助となるのではないかと考えたことが、動物行動学を勉強するきっかけでした。

当クリニックでの勤務を通じて、院長の奥田先生に学び、動物への理解をより深め、行動診療を必要とする動物や飼い主さんに対してより充実した診療の提供ができるよう、日々精進して参ります。



ご支援をくださった皆様

2023年7月1日～2023年11月30日まで（敬称略・順不同）



たくさんの方からご支援いただきありがとうございます。本会の活動のは、皆様からの想いと真心によって支えられております。今後とも、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

東海林俊佑	吉村 海登	緑川みゆき	花村久美子	永楽 陽子	本多 牧	嵐 佳子
岸野 友祐	清水 玲子	藤井 博次	長根あかり	安達 冬子	高須 正彦	須藤恵津子
村本 広美	阿部 睦	渡辺三賀美	山形 寿幸	藤川 千夏	管野さやか	鈴木 良和
こども未来づくり総合サポートセンターちょこ		尾藤 光	和田江美子	三崎美登里	光田 恵美	
廣瀬 良和	武内まゆみ	神藏 妙子	伊藤江里香	河野加代子	黒田 舞	奥田 奈美
奥田 順之	松本 温子	榎田 篤子	星野三恵子	伸興ファスト	鈴木 晴	
(株)Noto カレッジ		千葉 桂子	中野 敦志	村田 亨	合同会社 YAC	
いやしサロンちゃこ		中山 順子	藤田 南風	内田 裕美	渡辺 昭代	江崎 優子
鈴木 章子	手島 貴子	ハナ動物病院	釣井 千恵	田積 史子	(株)クリーンK	石塚佳那子
高岡 悦子	新崎 清香	菅井 月美	竹之内悦子	伊藤久仁俊	佐々木 仁	森本とも子
廣原 利江	大澤 紀子	上島 晴子	寺内 宏光	穴吹 佳世	堀内 理恵	紅林あづさ
山本ひとみ	NPO 法人 SPICA		伊藤 史哉	小島 禎子	松澤ゆずき	青木さち子
渡辺 智子	林弘 友紀	増田 潔	藤牧 敏子	榊原 邦子	安本 宏美	伊藤 友美
亀山 佳織	川西 亜希	青山 研	井上 光絵	岡崎 志穂	杉浦 由実	

※ふるさと納税でのご寄付については個人情報の観点から掲載の可否を確認することが難しいため、掲載していません。

人と動物の共生センターの活動に

ご参加 **ご支援** **ご活用** ください

人と動物の共生センターでは、人と動物が共生できる社会づくりに向けて活動を行っております。活動へのご参加・ご支援につきましては、随時募集しておりますので、お気軽にお問い合わせください。また、人と動物の共生センターに仕事（講演・研修等）を依頼したいという場合にも、是非ご活用いただけましたら幸いです。

ご支援ください

■賛助会員募集

人と動物の共生センターの活動を支援していただく、賛助会員を募集しております。認定NPO法人取得を維持する関係から、年間100人以上の賛助会員が必要となります。賛助会費は活動の中でも『ペット防災』『野外繁殖抑制』の分野に利用させていただきます。

■年会費：3000円/口
(複数口も承っております)

税制優遇が受けられます！

個人が認定NPO法人等に寄附をする場合

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附すると、所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、岐阜県では認定（特例認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税の計算において、県民税4%、市町村民税（ただし、各市町村の条例で定めている場合に限る）6%の寄附金税額控除が適用されます。（確定申告が必要です）

■ご寄付募集

賛助会員だけでなく、ご寄付も募集しております。ご寄付いただけます場合は、下記口座までお振込みのほどよろしくお願いいたします。

【郵便振替口座記号番号】

00800-6-123387

【口座名義】

特定非営利活動法人
人と動物の共生センター



▲QRコードから
クレジット決済できます

例）年収300万円の方が1万円寄付した場合

■所得控除計算例

所得税 10,000円 - 2,000円 × 5% = 400円
住民税 10,000円 - 2,000円 × 10% = 800円
合計 1,200円の控除

■税額控除計算例

所得税 10,000円 - 2,000円 × 40% = 3,200円
住民税 10,000円 - 2,000円 × 10% = 800円
合計 4,000円の控除

※岐阜県にお住まいの方の所得控除と税額控除の比較です。控除には限度があり、実際の税額はケースにより異なります。

ペット産業CSR白書のご購入

Amazonにて販売中

ペット産業のCSRを推進する事を目的に発行された【ペット産業CSR白書-生体販売の社会的責任-】は、4題の独自調査し、「ペット産業従事者アンケート」では、ペット産業従事者自身が考える生体販売の課題を検討し、「子犬の適正価格シュミレーション」では、ブリーダーへのヒアリングから得られた情報を元に、健全な子犬を育てるための必要経費を試算しました。

この他、余剰犬猫問題の構造の考察、余剰動物問題と環境問題の比較、ペット産業のCSR推進のための提言など、ペット産業のCSRの今後の方向性を考えるための情報がまとめられています。ペット産業が動物福祉に配慮した産業に変化していくための方法を考える上での基礎情報を提供しています。



お問い合わせ・連絡先

認定特定非営利活動法人 人と動物の共生センター

〒500-8225 岐阜市岩地二丁目4-3

【TEL】058-214-3442 【E-mail】info@tomo-iki.jp 【HP】http://human-animal.jp/